生第104574号	化成肥料	化成高度264号
生第104576号	化成肥料	くみあいNK化成20―10
生第104577号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り高度化成肥料264
生第104579号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り燐加安005
生第104580号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り燐加安264
生第104581号	化成肥料	くみあい苦土入り燐加安888
輸第104562号	甲殻類質肥料粉末	カニ殻
輸第104566号	化成肥料	陽光350号
輸第104568号	硫酸苦土肥料	硫酸マグ25
輸第104570号	過りん酸石灰	19.0過りん酸石灰
輸第104571号	被覆窒素肥料	43被覆尿素
輸第104582号	副産苦土肥料	レオ印副産苦土肥料75号
輸第104583号	被覆加里肥料	S被覆加里52
輸第104584号	化成肥料	有機入りUF複合肥料6―8―6

朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
兼松株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
陽光アグリ株式会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社ニチリウ永瀬	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号
株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号
丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の1
株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
舞鶴市葎谷三一九番一六から同市葎谷三一九番一四まで	前	最大 五七 最小 四九	一〇
	後	最大 五九 最小 四九	

○国土交通省告示第七百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岐阜県養老郡養老町橋爪字南三原一四七七番地五一から同県養老郡養老町橋爪字南川原一四七七番地六まで	前	最大 一九一 最小 八二	一五〇
	後	最大 一九〇 最小 七六	

○国土交通省告示第七百六十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	綾部市高槻町北山五七番七七から舞鶴市字堀小字小屋ヶ谷口五八八番一まで	平成三十年六月二十三日六時

○国土交通省告示第七百七十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪字南川原一四七七番地五一から同県養老郡養老町橋爪字南川原一四七七番地六まで	平成三十年六月二十四日十五時

○国土交通省告示第七百七十一号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の九の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

船員法施行規則第七十七条の九の国土交通大臣が定める基準は、同条の表第二号に掲げる特定海域において、甲種特定海域運航責任者と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書を受有する者を乗り組ませた場合には、特定海域航行船舶の船長及び一等航海士又は運航士（四号職務）は、甲種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていることに代えて、乙種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていることとする。